

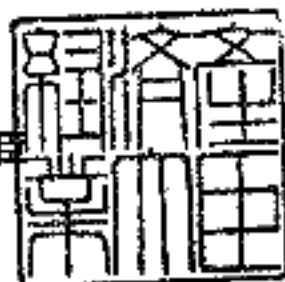
経 済 産 業 省

平成 13・07・17 原第 3 号

平成 14 年 2 月 14 日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

日本原燃株式会社代表取締役社長 佐々木 正から平成13年7月17日付け濃発第27号（平成14年1月24日付け濃計発第51号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第16条第3項において準用する法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第16条第3項において準用する法第14条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適合について

1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請により、申請者の核燃料物質の加工事業における能力に変更はなく、本申請を許可することをもって加工の能力が著しく変化することはないと認める。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請による加工の事業の変更にともない必要とされる資金は借入金により充当する計画であり、その確保に見通しがあり、当該事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有するものと認める。